

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当の認定審査・支給等事務を行うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務
③システムの名称	1.総合福祉WEL+児童扶養手当 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条、別表の56、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】○番号法第19条第8号、別表の56、135の項○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表81、160の項【情報提供】○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 Tel.0977-75-2408
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I・4・②	【情報提供の照会】 ・番号法第29条第7号及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・別表第二主務省令第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条	【情報提供の照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2	事後	
平成29年7月20日	I・5・②	子ども子育て支援課長	子ども子育て支援課長 斎藤 高司	事後	
平成29年7月20日	II・1	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月20日	II・2	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年9月27日	I・5・②	子ども子育て支援課長 斎藤 高司	子ども子育て支援課長	事後	
平成30年9月27日	II・1	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年9月27日	II・2	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年1月28日	I・1・③	1.Acrocity児童扶養手当	1.総合福祉WEL+児童扶養手当	事前	
平成31年1月28日	IV	—	新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	II・1	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II・2	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年12月6日	I・4・②	【情報提供の照会】 ・番号法第29条第7号及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条及び第59条の2	【情報提供の照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、106、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	事後	
令和1年12月6日	II・1	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和1年12月6日	II・2	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	I・4・②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の13、16、26、30、47、57、64、65、87、106、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第31条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	事後	
令和2年11月17日	I・5・①	子ども子育て支援課	福祉事務所	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	I・5・②	子ども子育て支援課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	I・8	子ども子育て支援課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	II・1	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	II・2	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月17日	IV・8	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和3年11月26日	I・4・②	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第31条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第31条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	事後	
令和3年11月26日	II・1	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月26日	II・2	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	II・1	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	II・2	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和4年11月4日	IV・8	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和5年11月15日	II・1	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	II・2	令和4年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月15日	IV・8	[○]外部監査	[]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I・3	・番号法第19条第1項及び別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条、別表の56、135の項	事後	
令和7年1月27日	I・4・②	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第31条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第二主務省令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2の2	【情報照会】○番号法第19条第8号、別表の56、135の項○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表81、160の項【情報提供】○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項等	事後	
令和7年1月27日	II・1	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月27日	II・2	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月27日	IV・8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年1月27日	IV・8 判断の根拠		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。 ・入力や送付に関しては、複数人での確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	
令和7年1月27日	IV・11 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IV・11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅳ・11 判断の根拠		事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	事後	